(平成20年9月10日規則第216号)

改正

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人秋田大学(以下「本学」という。)における研究等の成果有体物の適正な取扱い及び管理に関し必要な事項を定め、もって外部機関に対する研究協力、成果有体物の円滑な技術移転等及び本学における研究促進を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程において「有体物」とは、空間の一部を占めて有形的存在を有するもの をいう。
- 2 この規程において「成果有体物」とは、学術的価値、財産的価値その他これに準じる 価値のある材料、試料(微生物、植物、土壌及び岩石を含む。)、試作品、モデル品その 他の有体物(論文その他の著作物に関するものを除く。)であって、次の各号のいずれか に該当するものをいう。
 - (1) 研究開発の際に創作又は取得されたものであって、当該研究開発の目的を達成したことを示すもの
 - (2) 研究開発の際に創作又は取得されたものであって、前号に規定するものを得るために利用されたもの
 - (3) 前2号に規定する創作又は取得に際し派生して創作又は取得されたもの
- 3 この規程において「創作者」とは、役員及び職員(非常勤職員を含む。以下「役職員」 という。)のうち成果有体物を創作又は取得した者をいう。
- 4 この規程の適用については、成果有体物の子孫又は増殖物は、成果有体物とみなす。 (権利の帰属)
- 第3条 役職員が研究開発その他の職務の過程において、本学の施設、設備又は経費を使用して創作又は取得した成果有体物については、原則として、本学に当該成果有体物に係る権利が帰属するものとする。

(成果有体物の管理)

- 第4条 本学に権利が帰属する成果有体物については、当該成果有体物の創作者が、その管理を行うものとし、創作者は、当該成果有体物を、その特性に応じて適切に維持、 保管しなければならない。
- 2 各学部等(附属教育研究施設を含む。)及び各学内共同教育研究施設等の長は、当該部 局における成果有体物の管理について、統括するものとする。 (教育研究を目的とする提供又は受入れの取扱い)

- 第5条 役職員は、教育研究のために必要があると判断した場合には、他の役職員又は本 学以外の機関との間で、成果有体物の提供(譲渡又は貸付をいう。以下同じ。)又は受入 れ(譲渡又は貸付を受けることをいう。以下同じ。)を行うことができる。
- 2 前項の規定により役職員が本学以外の機関との間で成果有体物の提供又は受入れを行う場合において、当該機関が本学との契約の締結を求めるときは、本学と本学以外の機関との契約に基づき、これを行うものとする。
- 3 前二項において、成果有体物の提供を行う場合は、本学以外の機関から、提供の条件等を記した受領書を徴するものとする。

(産業利用を目的とする提供の取扱い)

- 第6条 創作者は、産業利用のために必要があると判断した場合には、本学以外の機関等に対し、成果有体物の提供を行うことができる。
- 2 前項の規定による成果有体物の提供を行う場合は、原則として有償とするものとし、本学と本学以外の機関との契約に基づき、これを行うものとする。

(本学以外の機関において創作又は取得した成果有体物の取扱い)

- 第7条 役職員は、本学以外の機関において成果有体物を創作若しくは取得し、又はそれに関わる情報を知り得た場合には、当該機関の定めるところにより、当該成果有体物を適切に取り扱わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、役職員は、本学以外の機関において自ら主体となって行った研究開発により創作又は取得した成果有体物については、当該機関の定めるところにより許容される範囲内で、当該成果有体物に係る権利等の確保のための適切な要求をしなければならない。

(提供及び受入れの制限)

- 第8条 役職員は、成果有体物が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該成果有体 物の提供又は受入れを行ってはならない。
 - (1) 関係法令又は規則等に違反するもの
 - (2) 国及び本学の定める倫理指針に違反するもの
 - (3) 本学以外の機関の研究者が創作又は取得したものであって、当該機関において提供が禁止されているもの
 - (4) 個人の情報が特定され得るもの
 - (5) 生命に対し危険が生じるおそれのあるもの又は環境に重大な影響を与えるおそれのあるものであって、その安全対策及び防止対策が確保されていないもの
 - (6) その他本学が提供又は受入れを禁止したもの

(補償金の支払)

第9条 本学は、第6条に規定する契約により得た収入があった場合、当該創作者に対し、 実施補償金を支払うものとする。 2 実施補償金の額は、国立大学法人秋田大学発明等規程(平成 16 年規程第 49 号) 第 8 条 の規定を準用して算出した額とする。

(共同創作者に対する補償)

第10条 前条第1項の実施補償金は、当該実施補償金を受ける権利を有する創作者が2 人以上あるときは、それぞれの持分に応じて支払うものとする。

(退職又は死亡した場合の補償)

- 第11条 第9条第1項の実施補償金を受ける権利は、当該権利に係る創作者が退職した 後も存続する。
- 2 前項の権利を有する創作者が死亡したときは、当該権利は、その相続人が承継する。
- 3 退職者又は前項の相続人に対する実施補償金の支払いは、産学連携推進機構長に届出のあった住所又は居所に内容証明郵便にて送達する。送達不能の際には、実施補償金支払の日から2年を超える場合、実施補償金を受ける権利を放棄したものとする。 (報告)
- 第12条 創作者は,第5条の規定に基づく成果有体物の提供又は受入れ(役職員との間における提供又は受入れを除く。)を行った場合は,毎年度,当該提供又は受入れに係る記録を取りまとめ,所属部局の長を経て学長に報告するものとする。

(退職に伴う成果有体物の処分)

第13条 創作者は、退職により本学の役職員としての身分を失ったときは、役職員であった期間中に創作又は取得した成果有体物について、所属部局の長の了承を得て、処分することができる。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか,成果有体物の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附則

この規程は、平成20年9月10日から施行する。

附則

この規程は、平成21年5月13日から施行し、平成21年4月1日から適用する。